

千葉市と明治安田生命保険相互会社との千葉市民の健康づくりに関する連携協定書

千葉市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、千葉市民（以下「市民」という。）全体の健康づくりの推進及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）市民の健康づくりに関する事項
- （2）市内事業所等への健康づくりに関する周知啓発及び従業員の健康づくりの取り組み支援に関する事項
- （3）その他両者が協議し、必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の変更及び解除）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令、条例若しくは本協定のいずれかに違反した場合、本協定を解除することができるものとする。

3 甲及び乙は、相手方が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると合理的に認められる場合は、何らの催告を要さず直ちに本協定を解除することができるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は延長され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務及び目的外使用禁止義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年6月6日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

神谷 俊一

乙 千葉県千葉市中央区富士見町2-3-1
明治安田生命保険相互会社
執行役員千葉本部長

岡田 寛正